

様式第4号（第9条関係）

（表）

令和 年 月 日

（宛先）高松市長

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

高松市移住促進家賃等補助金交付申請書

高松市移住促進家賃等補助金の交付を受けたいので、高松市移住促進家賃等補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり、書類を添えて、申請します。

転入年月日	令和 年 月 日
補助金の区分	<input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 初期費用
補助対象物件	所在地 高松市
	居住誘導区域(※1) <input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
子育て世帯(※2)・新婚世帯(※3)の区分	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 両方の区分に該当しない
補助対象期間(家賃)	令和 年 月から令和 年 月まで
補助対象経費(家賃)	円(月額) (裏面①)
補助対象経費(初期費用)	円 (裏面⑤)
補助金交付申請額	円(裏面④+⑦) 【内訳】家賃 円(裏面④) 初期費用 円(裏面⑦)
転入前の状況	(住所) ※令和 年 月 日まで在住
香川県内での居住実績	あり(直近: 年 月 日まで在住) なし
住所地の自治会又はコミュニティ協議会	(自治会名) (コミュニティ協議会名)

(裏)

補助金交付申請額の算出基礎	【住宅家賃補助金（令和 年度申請分）】 (月額家賃 円) - (住宅手当等 円) = (① 円) (① 円) × 1/2 = (② 円) (千円未満切捨て) ②と別表該当項目のいずれか低い額(③ 円) (③ 円) × ( か月間) = (④ 円)
	【住宅初期費用補助金（令和 年度申請分）】 (初期費用 円) - (住宅手当等 円) = (⑤ 円) (⑤ 円) × 1/2 = (⑥ 円) (千円未満切捨て) ⑥と別表該当項目のいずれか低い額(⑦ 円)

※1 本市が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。）に記載された同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。

※2 交付申請日において18歳以下の子どもが同一世帯にいる世帯をいう。

※3 交付申請日において婚姻日から起算して3年以内の世帯をいう。

#### 別表

##### ・住宅家賃補助金

補助対象物件の所在地の区分	住宅家賃補助金 上限額（月額）
居住誘導区域内の場合	2万円
居住誘導区域外の場合	1万円

##### ・住宅初期費用補助金

子育て世帯・新婚世帯の区分	住宅初期費用補助金 上限額
子育て世帯・新婚世帯に該当する場合	6万円

#### 1 添付書類

- (1) 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
- (2) 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象物件に係る初期費用の額及びその内容が分かる書類
- (4) 承諾書（様式第2号）（事前申込み後、世帯員の構成が変更された場合）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 申請者及びその属する世帯の世帯員全員（以下「申請者等」という。）の本市の市税に滞納がないことの証明書
- (7) 申請者等の香川県の県税に滞納がないことを証明する書類
- (8) 申請者等の補助対象物件に係る住宅手当等支給証明書（様式第6号）
- (9) 申請者の戸籍全部事項証明書（住宅初期費用補助金において新婚世帯を証明する場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### 2 注意事項

- (1) 申請者以外の者が手続を代行する場合は、委任状を添付してください。
- (2) 前項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類については、申請日以前1か月以内に作成し、又は発行されたものに限りします。